

## 吉川市手話言語条例検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 手話が言語であるとの認識に基づき、地域において手話を使用しやすい環境の構築に関する基本理念を定め、手話の理解及び普及を図り、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目的とした吉川市手話言語条例（以下「条例」という。）の制定に向けた検討を行うため、吉川市手話言語条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、条例に規定すべき事項について検討し、市長に条例の案（以下「条例案」という。）を提出するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者福祉施設の代表者
- (3) 障がい者団体関係者
- (4) ボランティア団体関係者
- (5) 聴覚障がい者の家族
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

### (任期)

第6条 委員会の委員の任期は、第3条の規定による委嘱の日から第2条の規定による条例案の提出の日までとする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月4日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の規定による条例案の提出の日限り、その効力を失う。